

株主提案権に関する改正

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ5

【要約】

今年6月29日に「会社法」が成立し、7月26日公布された。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

株主総会シーズンになると話題となることがある「株主提案権」についても、会社法で改正されている。

ここでは、「株主提案権」の主な改正について、Q & A形式で説明する。

Q 1

「株主提案権」とは何か？

A 1

「株主提案権」とは、一定の要件をみたした株主が有する以下の権利のことである。

議題提案権	ある事項を株主総会の議題 ^(注1) とすべきことを請求する権利
議案提案権	株主総会の議題につき議案 ^(注1) を提出したり、その要領を招集通知に記載することを請求したりする権利

(注1)「議題」とは会議の目的のことであり、「議案」とは議題に対する具体案のことである。例えば、取締役選任決議の場合、「取締役選任の件」が議題で、「甲を取締役の候補にする」などの具体案が議案である。

なお、前田庸(学習院大学名誉教授)著「会社法入門〔第10版〕」(2005年、有斐閣)の322ページ参照。



Q 2

株主提案権につき、簡単に言って、どんな改正がされたか？

A 2

会社法では、株主提案権について、大雑把に言って、次のような改正がされた。

株主提案権の要件が、定款で緩和できることとされた。

株主が議決権を行使できる事項については権利行使を法律で保障し、議決権を行使できない事項については権利行使できないとされた。

「公開会社^(注2)でない会社」では、6ヶ月保有の要件はないとされた。

株主総会の場における議案提案権（いわゆる動議^(注3)^(注4)の一種）につき、会社法上の株主提案権の一種として規定が整備された。

(注2) ここでいう「公開会社」とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社のことである（会社法2条5号）。つまり、譲渡制限のない株式が存在する株式会社のことである。

(注3) ここでいう「動議」とは、会社法でも、現行商法でも定義されていないが、大雑把に言えば、株主総会の議案や株主総会の運営などにつき、株主総会の決議を求めることを一般に指す。

なお、久保利英明（弁護士）他著「株主総会のすべて〔新訂第1版〕」（2003年、商事法務）の321ページ以下参照。

(注4) 最近、動議が話題となったことがある。ハナテン（9870）の平成17年6月29日の定時株主総会において、会社が提案した取締役選任議案について、候補者の変更を求める動議（修正動議）があり、動議が承認された（ハナテンの平成17年6月29日の適時開示書類〔プレスリリース〕参照）。

前記の ~ の改正は、株主提案権の行使要件に関する改正である。

の改正により、会社法上の株主提案権は次のようになっている。

会社法上の「株主提案権」^(注5)

- ・ 議題提案権^(注6)（会社法303条）
- ・ 議案提案権^(注6)
 - ・ 株主総会の場における議案提案権（会社法304条）
 - ・ 株主総会開催前における議案提案権（会社法305条）

(注5) 「株主提案権」という用語は、会社法303条の標題で用いられている。

(注6) 「議題提案権」、「議案提案権」という用語は、会社法では用いられていないが、ここではこの言葉を用いる。各用語の意味は、「A1」を参照。

Q 3

会社法上の「株主提案権」の行使要件はどのようになっているのか？

A 3

会社法上の「株主提案権」の行使要件は、株式会社を次の3つに分けて考えることとなる。

1. 「取締役会設置会社」かつ「公開会社である会社」^(注7)
2. 「取締役会設置会社」かつ「公開会社でない会社」
3. 「取締役会設置会社でない会社」^(注8)

(注7) 上場会社は、上記1の類型にあたることになるだろう。

(注8) 「取締役会設置会社でない会社」とは、取締役会を設置しない株式会社のことである。これは、現行の有限会社のような株式会社ということもできる。

「取締役会設置会社」、「公開会社」という用語は、会社法で次のように定義されている。

取締役会設置会社	取締役会を置く株式会社、又は会社法の規定により取締役会を置かなければならない株式会社のことである(会社法2条7号)。
公開会社 ^(注9)	その発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社のことである(会社法2条5号)。つまり、譲渡制限のない株式が存在する株式会社のことである。

(注9) 次のレポート参照。

- ・「新生『会社法』の気になる用語Q & A (1)」(横山淳、2005.6.30 作成)

「議題提案権(会社法303条)」^(注10)の行使要件は、次のとおりである。

<p>1. 「取締役会設置会社」かつ「公開会社である会社」</p> <p>提案する議題につき議決権を有する 総株主の議決権^(注11)の1%〔定款で引下げ可能〕以上 + 6ヶ月保有〔定款で短縮可能〕 又は 300個〔定款で引下げ可能〕以上の議決権 + 6ヶ月保有〔定款で短縮可能〕 株主総会の8週間〔定款で短縮可能〕前までに行使</p>
<p>2. 「取締役会設置会社」かつ「公開会社でない会社」</p> <p>提案する議題につき議決権を有する 総株主の議決権^(注11)の1%〔定款で引下げ可能〕以上 又は 300個〔定款で引下げ可能〕以上の議決権 株主総会の8週間〔定款で短縮可能〕前までに行使</p>

3. 「取締役会設置会社でない会社」

提案する議題につき議決権を有する (cf. 上記の に相当する要件なし)

(注 10) 「議題提案権」については、「A 1」及び「(注 6)」参照。

(注 11) 株主総会の目的とする事項について議決権を行使できない株主が有する議決権は、「総株主の議決権」に算入しない(会社法 303 条 4 項)。つまり提案する議題に関して行使可能な議決権だけが対象であるということであろう。

「株主総会の場合における議案提案権(会社法 304 条)」(注 12)の行使要件は、次のとおりである。

1. 「取締役会設置会社」かつ「公開会社である会社」

提案する議案に関連する議題につき議決権を有する
その株主総会で議題とされている事項に関するものに限定される(会社法 309 条 5 項)

2. 「取締役会設置会社」かつ「公開会社でない会社」

提案する議案に関連する議題につき議決権を有する
その株主総会で議題とされている事項に関するものに限定される(会社法 309 条 5 項)

3. 「取締役会設置会社でない会社」

提案する議案に関連する議題につき議決権を有する (cf. 上記の に相当する要件なし)

(注 12) 「議案提案権」については、「A 1」及び「(注 6)」参照。

「株主総会開催前における議案提案権(会社法 305 条)」(注 13)の行使要件は、次のとおりである。

1. 「取締役会設置会社」かつ「公開会社である会社」

提案する議案に関連する議題につき議決権を有する
株主総会の 8 週間〔定款で短縮可能〕前までに行使
その株主総会で議題とされている事項に関するものに限定される(会社法 309 条 5 項)
総株主の議決権(注 14)の 1%〔定款で引下げ可能〕以上 + 6ヶ月保有〔定款で短縮可能〕
又は
300 個〔定款で引下げ可能〕以上の議決権 + 6ヶ月保有〔定款で短縮可能〕

2. 「取締役会設置会社」かつ「公開会社でない会社」

提案する議案に関連する議題につき議決権を有する
株主総会の 8 週間〔定款で短縮可能〕前までに行使
その株主総会で議題とされている事項に関するものに限定される(会社法 309 条 5 項)
総株主の議決権(注 14)の 1%〔定款で引下げ可能〕以上
又は
300 個〔定款で引下げ可能〕以上の議決権

3. 「取締役会設置会社でない会社」

提案する議案に関連する議題につき議決権を有する
株主総会の 8 週間〔定款で短縮可能〕前までに
(cf. 上記の に相当する要件なし)

(注 13) 「議案提案権」については、「A 1」及び「(注 6)」参照。

(注 14)株主総会の目的とする事項について議決権を行使できない株主が有する議決権は、「総株主の議決権」に算入しない(会社法 305 条 34 項)。つまり提案する議案に関連する議題に関して行使可能な議決権だけが対象であるということであろう。